

仕様書

1 業務名

令和7年度佐賀県PRに係る縦型ショート動画制作等委託業務

2 目的

首都圏エリア在住の若い世代（10代～20代）を対象に、クリエイターを起用した話題性のあるショート動画を制作・投稿し、佐賀県の交流人口の拡大のきっかけづくりとなることを目的とする。

3 本業務委託の内容

（1）佐賀県PRに係るショート動画制作

- ・ 情報発信力のあるクリエイターを起用し、そのクリエイターの特性を活かして佐賀県のブランド価値や認知度の向上に寄与する企画を提案すること。
- ・ 動画の拡散につながるような創意工夫を行うこと。
- ・ ショート動画の掲載先は佐賀県が所持するアカウント「佐賀県情報発信所」（TikTok 及び YouTube ショート）とし、掲載用の動画を4本以上制作すること。

（2）完成品の納品

- ・ 動画データを mp4 等の県指定の形式で納品すること。

（3）成果品の著作権等

- ・ 完成品の著作権等に関しては、本県に属するものとし、その利用及び再編集等は、自由に行えるものとする。
- ・ 本業務の成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

4 委託業務実施体制

（1）実施体制

- ・ 委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・ 外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

（2）打合せ・報告に関する要件

- ・ 受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 本業務委託の契約期間

契約開始日から令和8年3月31日まで

6 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、直ちに完成品及び業務完了報告書を提出すること。

7 本業務委託の委託料の支払

完了払